

「山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）（素案）」に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- (1) 意見募集期間 令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）
 (2) 意見の件数 27人、1団体 102件
 (3) 意見の内容と県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
I 基本的事項 2 計画の基本的事項 (3) 計画期間		
1	10年間計画とせず、見直しのできるように県独自で考えていただきたい。	本計画は、国基本指針に即して定めることとされており、同指針で示された期間を計画期間としています。 なお、本計画は策定後5年を目途に見直しを行うこととしています。
II 計画改定の背景 1 動物愛護管理法の改正		
2	罰則規定を動物繁殖業者や多頭飼育等に限らず適用していただきたい。	罰則は、特定の事業等にのみ適用されるものではありません。
II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状		
1 動物の適正飼養 適正飼養についての周知徹底		
3	迷子札を装着している飼主は既におり、迷子札をつくるという行為が令和の時代に即していない。また、迷子になった場合、雨風や破損によって意味をなさなくなることがあるため、行事で迷子札作りに税金を使うなら、マイクロチップ補助を動物病院にしてはどうか。	いただいた意見は、所有者明示措置の推進に係る具体的施策検討の際に参考とさせていただきます。
4	動物愛護推進員という名称が理解しにくい。	「動物愛護推進員」は、法に規定された名称です。今後とも、同推進員と連携した事業等の周知に努めてまいります。
II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状		
1 動物の適正飼養 所有者明示措置の推進		
5	所有者明示措置の推進については、災害時の飼養者を探し当てること等たいへん効果的であり重要なことと思います。獣医師会としても、特にマイクロチップ(MC)装着の啓蒙・推進を図っているところであり、県としても引き続き普及啓発・ご指導をよろしくお願いします。	所有者明示の必要性等について、今後とも、広く周知を図ってまいります。
6	狂犬病予防対策について、ポスター・チラシの配布を獣医師会が実施しておりますが、健康福祉センターでの利活用状況も記載していただきたいと思ひます。	獣医師会、市町、健康福祉センターでの取組について、取りまとめて記載しております。

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
Ⅱ 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 2 県民と動物の安全確保 動物由来感染症対策の推進		
7	<p>狂犬病発生時の危機管理体制の整備について、「狂犬病(疑い)対応マニュアル」を策定とありますが、県ホームページに掲載されていません。是非とも掲載し、活用しやすいものとしてください。県としても引き続き研修会の開催等、啓蒙を図っていただきますよう要望いたします。</p>	<p>狂犬病発生時の対応等については、今後とも、関係団体と連携し、周知を図ってまいります。</p> <p>なお、「狂犬病(疑い)対応マニュアル」については、今後、県ホームページに掲載してまいります。</p>
Ⅱ 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 2 県民と動物の安全確保 災害時における対策		
8	<p>災害時における同行避難準備等の啓発についてですが、「災害が頻発する時期の前に、家庭動物のための避難スペースの確保等避難所運営に係る対応依頼」と記載があります。事前に準備できる災害であれば、市町の対応も可能でしょうが、何時起こるか判らない災害発生を考慮し、市町のハザードマップに同伴避難所の記載指導をお願いしたいと思います。</p> <p>また、課題に「災害時における被災動物の救護等に関する具体的な取組内容の検討及び体制の整備が必要」と記載されています。早急に、且つ具体的な検討・体制整備を強く求めるところです。</p>	<p>まずは、家庭動物の避難スペースの確保が図られるよう、引き続き、市町への周知・依頼を行ってまいります。</p> <p>なお、「災害時における被災動物の救護等に関する具体的な取組内容の検討及び体制の整備」については、関係機関・関係団体等と協議し、取組を進めてまいります。</p>
Ⅱ 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 3 動物の適正な取扱い 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導		
9	<p>産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導についてですが、「産業動物に関するアニマルウェルフェアを家畜保健衛生所が畜産農家を指導」との記載がありますが、畜産振興課との摺り合せは、お済みでしょうか？今年度の獣医療を提供する体制整備計画との整合性は取れたうえでの記載でしょうか？</p>	<p>本計画は、関係部局の意見等を踏まえて策定しているものです。</p>

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
II 計画改定の背景 3 動物愛護管理に関する本県の現状 4 動物愛護管理の普及啓発 学校や福祉施設等と連携した取組の推進		
10	学校や福祉施設等と連携した取組の推進について、記載されているものが愛護センターを中心としたものであり、団体による「ふれあい授業」等の記載がありません。県全体として動物愛護管理の普及啓発を記載されるのであれば、これらの事例も積み重ねては、如何でしょうか？	具体的な施策を展開していく中で、関係機関や関係団体等と連携を図り、普及啓発を進めてまいります。 なお、関係団体による普及啓発事業については、情報がないため掲載していません。
IV 具体的施策の展開（全般）		
11	地域に根差した活動が最優先であり、税金を県主催の普及啓発活動より、地域で活動している保護犬保護猫団体に活かしてほしい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
12	公と市民と一緒に活動できること。	
IV 具体的施策の展開 1 動物の適正飼養 （1）犬猫の引取り数及び殺処分数の削減		
13	殺処分するのではなく、動物愛護センターを生きるためのシェルターにしてはどうか。	今後とも、犬猫の殺処分数の更なる削減と譲渡推進の取組に努めてまいります。
14	遺棄や迷子になって行き場のない犬や猫等を収容するシェルターを作してほしい。	
15	犬猫を助けてほしい。	
16	殺処分を改善してほしい。	
17	殺処分せず、命を全うできる保護施設を作してほしい。	
18	神奈川県動物愛護センターを参考に、命を一番に考え殺処分機を廃止し、シェルターを作り、人馴れさせ、譲渡会を行ってほしい。	
19	保護犬、猫のシェルター（公）と常任のドッグトレーナー、獣医師。	
20	劣悪環境下の多頭飼い崩壊の場合、一時的なシェルターとして活用する等、動物愛護センターの柔軟な活用をしてほしい。	
21	動物を捕まえて殺すために税金を使うのではなく、生かすために使ってほしい。	
22	1日でも早く譲渡する県に変わるべきです。できなければ捕獲をやめてください。自分達の行っている殺処分は恥じるべきです。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
23	県として殺処分ではなく、譲渡する方向への切り替えを強く求める。	今後とも、犬猫の殺処分数の更なる削減と譲渡推進の取組に努めてまいります。
24	保健所に保護されている犬や猫の殺処분을今すぐ止めてほしい。時間をかけて飼い主を募集してほしい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
25	野犬が子供を産み、捕獲され、殺処分されるという不幸の連鎖が繰り返されている。野犬だからと言って迫害され殺されていいわけではなく、むやみな出産が不幸の種となるため、譲渡を促す告知活動や、獣医や動物保護の専門家によるバースコントロールの検討をお願いする。	
26	もっと愛護センターと保護団体と連携・協力をして野犬を譲渡し、野犬を減らし、野犬の収容数を減らしてほしい。	
27	収容期間をもう少し長くして助かる子を増やしてほしい。	
28	犬猫の殺処分の期限を、1週間ではなく飼主が見つかるまでにしてほしい。	
29	保健所の収容日数を延ばしてほしい。	
30	野犬問題に対し、「ふるさと納税」と現地の関係団体と協力した資金集め等により、悲惨な状況で生まれ、ガス室で殺される命を救ってあげられるよう取り組んでほしい。	
31	動物愛護センターホームページで新たな飼主探しをしていることを知らない方が多いため、県民にもっと情報を伝えてほしい。	
32	殺処분을減らすために県内のペットショップ店等と協力し、保護した動物の譲渡会を開催してはどうか。また、もっと情報発信をしたらどうか。殺処分を本気で減らそうと目指している県から全国にもっと発信すべき。	
33	新たな飼主探しをスムーズに行うには、犬猫の心身と性格を良くしておくことが肝心であり、社会化が正しく行われる必要があるため、早期の譲渡は止めてほしい。	
34	県下の保護団体のシェルターを見学して、現場の状況や携わっている人の声を傾聴してほしい。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
35	ボランティア団体及びボランティア活動へのより一層の助成金と寄附金募集への後押しをしてほしい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
36	犬猫のボランティアの活動状況に耳を傾け、助成金や補助金を検討してほしい。	
37	避妊去勢の補助が出る所と出ない所があり不幸な動物を減らすためにも、全市に統一助成をしてほしい。	
38	狂犬病の注射をした際にいただく注射済票が首輪にすぐ装着できるようにしてほしい。首輪に装着が簡単な、番号が入った迷子札(犬用、猫用)が市に行けば買えるようにしてほしい。	いただいた意見は、狂犬病予防注射済票の交付事務を行う市町に情報提供いたします。
39	万一の時の後継者を身内から決めておく必要があることを飼主条件にいらしてほしい。	引き続き、終生飼養の啓発に努めてまいります。
40	山に猟犬を置き去りにする話を聞く。これは立派な犯罪であり、調査、改善をお願いする。	事案への対応に当たっては、必要に応じて警察との連携を図っています。
IV 具体的施策の展開 1 動物の適正飼養		
(2) 適正飼養についての周知徹底		
41	しつけ方は、問題が起きてからの矯正は素人には困難であるため、幼少時期(社会化期)に適切に指導ができるようにし、同時に、一早く相談ができる窓口があると良い。	しつけ方への相談対応については、県動物愛護センターや下関市動物愛護管理センターで行っており、今後も周知に努めてまいります。
42	コロナ禍でも適正飼養の啓発行事は、何とか実施できるようにしていただきたい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
43	コロナ禍では、広報に力を入れ、あらゆる年代層にも情報が届くようお願いしたい。	
IV 具体的施策の展開 1 動物の適正飼養		
(3) 所有者明示措置の推進		
44	所有者明示については、獣医師の先生方に普及啓発していただきたい。	今後とも関係機関や関係団体等と連携し、普及啓発を進めてまいります。
IV 具体的施策の展開 2 周辺生活環境の保全 (全般)		
45	「周辺生活環境の保全」という広い解釈ができる項目は良くない。行政都合の文言。	本計画は、国基本指針に即して定めており、同指針で用いられている用語を使用しています。

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
IV 具体的施策の展開 2 周辺生活環境の保全		
(1) 周辺生活環境の保全の推進		
46	地域でかわいがられている猫(地域猫)もおり、飼主のいない野良猫でも生きる権利がある。無責任な餌やりだけを非難して、餌をやらないようにさせて餓死させるような考えは良くない。今生きている子は次の子が生まれないように避妊してその生涯を全うさせてあげるべき。	いただいた意見を参考に、周辺生活環境の保全を進めてまいります。
47	保護ボランティア団体や個人と官民協力しながら、野犬問題を殺処分無しで解決する方向で改正を要請する。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
48	「飼主のいない犬や猫への無責任な餌やりに対する指導」が記載されています。無責任な餌やりに対し指導だけでなく、県として条例を定めることは、お考えでしょうか？	まずは、改正された関係法令に基づき適切に対応してまいります。
49	周辺生活環境の保全については、問題が大きくなっていることが多いので、当事者だけでは既に解決困難であるため、地域住民の問題として取り組む事が一番良い。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
IV 具体的施策の展開 2 周辺生活環境の保全		
(2) 地域猫活動の推進等		
50	地域猫の認識を明確に。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
51	地域猫活動の成功は、その地域での猫に対する動物福祉の意識が高くなければ無理。	
52	野良猫を減らすためには、官民力を合わせて計画を立て進めていかなければならない。	
53	飼主のいない猫への不妊去勢の推進は、獣医師会に協力していただきたい。プロの話は心に届き、実行に早く動いてもらえる。	
54	野良猫対策について、地域の問題として自治会で取り組む事は大変良いことだと思う。自治会長が話を持っていきやすいように不妊去勢手術への行政としての援助等市町村へ働きかけをお願いします。	
55	県として認定した団体や個人に不妊手術費用の助成をお願いしたい。	
56	避妊去勢の料金補助。下関にも制度はあるが、件数が少なすぎる。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
57	「飼主のいない猫への不妊去勢の推進」の記載がありますが、県としても前向きに事業化されるという理解でよろしいのでしょうか？それとも単に、市町にお願いなのではないでしょうか？	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
IV 具体的施策の展開 2 周辺生活環境の保全 (3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携		
58	多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携についてですが、いろいろな所で多頭飼育の崩壊がニュースとなっております。今後、高齢化が進めば、ターニングポイントを逸脱して、多頭飼育崩壊に直結すると思われれます。是非とも、福祉部局・市町との連携をお願いします。	いただいた意見は、福祉部局等と連携を図る際に参考とさせていただきます。
59	多頭飼育問題は、特に猫の繁殖期が犬より多く、飼養者も独居高齢者がほとんどであるため、相談がある時には既に崩壊状態のため、民生委員の方から早く現状を知らせてもらうことが必要。	
60	遺棄・虐待は、法律で速やかに罰してほしい。	関係法令に基づき、警察等と連携し、適切に対応してまいります。
IV 具体的施策の展開 3 県民と動物の安全確保 (1) 動物による危害の防止		
61	咬傷事故はほとんど飼犬によるもので、問題解決は、飼主の適正飼養の徹底しかないと、獣医師の先生にアドバイスをお願いしたい。また、野犬も飼主の未不妊、未去勢、運動不足等々で脱走させたことが原因であるため、飼主への適正飼養の啓発は、獣医師の先生方から直接していただくことが効果大。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
IV 具体的施策の展開 3 県民と動物の安全確保 (2) 動物由来感染症対策の推進		
62	動物由来感染症についても獣医師の先生方から講習していただくことが一番良い。プロの言葉が飼主に届きやすい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
63	畜産動物も健康に育てるには、環境と食べ物に気を配ることが大切。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
IV 具体的施策の展開 3 県民と動物の安全確保 (3) 災害時における対策		
64	市町や獣医師会等と連携した被災動物の救護等に係る「体制整備」は重要であるが、「体制整備」だけでなく、被災動物の救護等に関して、県民（特に飼主）への広報・周知やペット連れ防災訓練を実施するなどの普及啓発についても必要であるため、「市町や獣医師会等と連携した被災動物の救護等に係る体制整備と普及啓発」としてはどうか。	いただいた意見を踏まえ、「普及啓発」を追加しました。
65	県の役割、市町、団体の役割を早急に明確にすることが必要と思います。収容された動物（犬・猫等）の健康管理はすべて県職員で実施されるご予定でしょうか？ 獣医師会員の小動物開業獣医師の活用を想定しておられるのであれば、その意味においても獣医師会との災害時協定は必要なことではないでしょうか？	災害発生時の円滑な対応には、関係団体等との連携体制の構築は重要と考えています。市町や関係団体等と協議し、具体的な検討及び体制整備を進めてまいります。
66	「災害時の動物救護等の広域連携」と記載があるのは、九州・山口地区の事を意味されておられると思います。九州地区との広域な連携協定も大事なことでありと思料しますが、その前に、県内団体との協定は、さらに必要なことではないでしょうか？	
67	動物の飼主は、災害時における対策を万全にし、飼養動物もしつけを正しく行い、どのような環境下でもストレスが最小限になるよう努力をしてもらいたい。それには相談窓口も必要。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
68	災害時同行避難訓練の開催を希望する。	
IV 具体的施策の展開 4 動物の適正な取扱い (1) 動物取扱業の適正化		
69	ペットショップの管理。	関係法令に基づき、適切に対応してまいります。
70	動物取扱業の適正化について、新たな法律でより厳しく取り締まり強化をお願いします。	
71	ペットショップから買った犬が社会性が身につけていないと聞く。県としてより一層の立入検査等厳しい方針をお願いします。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
72	繁殖業者は、劣悪な場所で閉じ込め飼育を行っていることが広く知られている。動物を飼育するには動物愛護に則った適正な環境での飼養が必要であり、動物を育成するにも環境を整え、健康を維持するためのお金が必要だということ、安易に売り買いしてはいけないことを周知徹底する啓もう活動をお願いする。	関係法令に基づき、適切に対応してまいります。
73	日にち貸しのイベント会場での生命販売の禁止、移動販売業者受け入れ拒否をお願いする。また、“事業所”となるペットショップで販売されている犬猫がどこかの繁殖業者から買われてきたのかを明示するようにしてほしい。	
IV 具体的施策の展開 4 動物の適正な取扱い (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導		
74	産業動物・実験動物の適正な取扱いについて、新たな法律でより厳しく取り締まり強化をお願いしたい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
75	動物福祉の向上につながる施策を望む。愛玩動物に限らず、産業動物に対しても県民の意識が向かうことを願う。	
IV 具体的施策の展開 5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成 (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進		
76	子供たちに命の尊さを教える教育を学校で取り入れてほしい。	引き続き、教育関係機関等とも連携し、普及啓発等を推進してまいります。
77	動物福祉教育は、幼児期から行うのがベスト。様々な工夫をして、動物福祉教育の促進をお願いする。	
IV 具体的施策の展開 5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成 (2) 地域における活動の推進		
78	動物愛護推進員の活動内容を市民に解りやすく紹介し、各年代層の方に関わってもらえると、動物福祉精神も広がっていく。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
79	地域における活動の推進に獣医師の先生方にぜひ加わっていただきたい。	
その他		
80	素案の構成については、IからVまで順序良く整理できており、わかりやすいものと思います。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
81	殺処分を伝えるポスターを公の場所へ掲示してほしい。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
82	山口県愛護センターのホームページで、収容情報だけでなく、一般の保護情報や迷子情報を掲載できるようにしてほしい。	いただいた意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。
83	健康福祉センターの飼育環境改善を。	
84	下関の動物愛護管理センターの名前の変更。	現時点では、検討していません。
85	年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計 19 案件実施（1/3 時点）、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の 1 か月の期間設定は意見募集の体を成していないと感じる。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、個々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
86	当件についてこの時期（年末年始を含む時期）に意見募集期間を設定した理由を明示願う。	
87	前述、当案件当時期パブリック・コメント／意見募集実施理由への御返答が「県行政の進行／スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となる。パブリック・コメント（県民意見募集）を適切に実施する為の恒久的対策の実施（意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等）を御願います。前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、個々の計画等作成過程の中で決定しています。
88	「年末年始含む期間にパブリック・コメント／意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回／複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント／県民意見募集に送付したと記憶している。パブリック・コメント／県民意見募集について県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
89	同様に、「年末年始含む場合の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、個々の計画等作成過程の中で決定しています。
90	同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
91	同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。	
92	前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント／意見募集でも指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」関係部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。	
93	前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント／県民意見募集で適切な対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。	
94	前述御返答内容に関わらず、期限通常通り1か月での意見募集19案件集中では意見提示困難。改めて期限延長を求める。	
95	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月31日の山口新聞「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。 掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
96	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事のある県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した／記事掲載されたのか、『具体的（媒体、掲載日、大きさ）』に提示願う。	

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
97	今回の意見募集期間重複 19 件では、新聞広告「山口県からのお知らせ（山口県広報）」（新聞下 4-5 段広告）に掲載案件・未掲載案件（別途小広告掲載）に分かれたと認識している。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願う。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（12月31日の山口新聞「山口県からのお知らせ」）により広報に努めました。
98	各案件について、前述新聞広告で一方の広告を選択した理由を明示願う。	掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。
99	今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント／県民意見募集についてや、パブリック・コメント／県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。	
100	前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント／県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願う。	意見提出者は 27 名、1 団体、意見は 102 件寄せられたことから、広報については一定の効果があったと考えています。
101	パブリック・コメント／県民意見募集の期間が 1 か月なのに対して、県広報紙発行が 2-3 か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じる。県広報紙発行頻度の見直しを実施願う。	県広報誌は年 4 回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
102	資料未確認だが、当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考える。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願います。	学識経験者、関係行政機関、動物愛護団体等、様々な分野で活躍されている県民の皆様から直接御意見をお聞きするとともに、市町等に対する意見照会を実施し、いただいた御意見を反映させています。